第3章 まちづくりの推進のために

1. まちづくりの推進体制

第2章のまちづくり指針に沿って、まちづくりを進めるにあたっては、まちづくりの主体である「区民」と「企業」、「行政」が相互に連携をはかりながら、それぞれが主体的に役割を果たしていくことが大切です。ここでは、それぞれのまちづくりにおける役割について示します。

<区民・企業・行政の協働のまちづくり>

企業 行 政

住まいや暮らしの中での配慮 地域での自主的なまちづくり活動の推進 公共施設のプランニングや管理への参加 など

各種事業を通しての地域環境への配慮 まちづくりへの参画 など

道路・公園、公共施設の整備 土地利用や建築行為の規制・誘導 区民や企業のまちづくり支援 など

(1)区民の役割

「豊富な人材」は、ベッドタウン旭区の貴重な地域資源です。そこで、区民一人ひとりが、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を持ち、地域社会全体の利益を考慮しながら、サービスの受け手としてだけでなく、むしろ重要な担い手として、まちづくりに積極的に参画していくことが求められています。

①一人ひとりのまちづくり

水と緑

- ・生垣や花壇をつくるなど、宅地内の緑化を推進する
- ・水辺の美化や森づくりボランティアなど、身近な水と緑の保全活動に参加する
- ・宅地内に雨水浸透ますを設置するなど、水が循環する仕組みづくりに貢献する
- ・川の汚れにつながる洗車や洗濯などの生活汚水を雨水排水へ混入させないなど

駅周辺

・再開発や商店街活性化などのまちづくりに関心を持ち、さまざまな機会を通じて参画する

- ・違法駐車・駐輪、ごみのポイ捨てを行わないなど、公共空間におけるマナーを守る など 道路・交通
- ・狭あいな道路に面している住宅では、建物の建て替えなどの機会に道路を拡幅する
- ・電柱の宅地内への移設に協力し、歩行空間を確保する
- ・通勤・通学のマイカー利用を控え、朝夕の交通渋滞の緩和に貢献するなど

身近な生活圏

- ・土地利用や建物の建て方に関する地域のルールづくりに参画する
- ・周辺環境や耐火・耐震性に配慮した住宅づくりを行う
- ・木造住宅などの耐震診断を受け、耐震改修を積極的に進める
- ・ごみの分別・リサイクル、省資源・省エネルギーなど、環境に配慮し行動する
- ・生活圏を基盤としたボランティア活動を行うなど、地域福祉の推進に参加するなど

②地域や団体のまちづくり

水と緑

- ・地域単位で緑化協定などを結び、地域での緑化を進める
- ・公園・街路樹・河川などの美化活動の展開や地域独自の花の名所づくりなどを行う など 駅周辺
- ・違法駐輪・駐車・違反広告物などの監視や美化キャンペーンなどに取り組む など 道路・交通
- ・通学路、商店街、公共施設を中心に地域での安全な交通環境づくりに取り組む
- ・コミュニティバスなどの導入を検討する など

身近な生活圏

- ・地域のまちづくりについて考え方をまとめ、行政や事業者に提案する
- ・地域の住環境の維持や改善のため、建築協定や地区計画を活用し合意形成を図る
- ・高齢者や子育て支援などの福祉サービスを提供する市民活動を展開する
- ・地域における災害時・緊急時を想定した情報の共有化や実践的訓練を行う など

(2)企業の役割

地域に根ざし、事業を展開する企業活動は、まちづくりの重要な原動力です。企業は、地域の実情や課題をとらえて公的サービスへ参画したり、バリアフリーや環境に配慮した取り組みを行うなど、地域活力の創出とまちづくりの担い手としての役割が求められています。

水と緑

- ・開発にあたっては既存の樹木保全や緑化を推進する
- ・事業所等の敷地内、屋上、壁面を緑化する
- ・排水や廃棄物を適正に処理して、河川や土壌汚染を防止するなど

駅周辺

・十分な駐輪・駐車スペースを確保する など

道路・交通

- ・開発にあたっては、周辺の道路とのつながりや安全を考慮した良好な道路を設置する
- ・歩行空間の確保や段差解消などのバリアフリー化を進める
- ・商品や看板などを歩道や通路にはみ出して置かない など

身近な生活圏

- ・建物の建設や開発にあたっては、建物の高さや形態等について周辺の住環境に十分配慮する
- ・空き店舗などを活用して、地域と連携した子育てや高齢者のための施設・サービスを供給する
- ・施設の耐震性の強化、防災資器材の整備を行う
- ・地域と連携・協力した防災体制づくりを進める
- ・省エネルギーや廃棄物の資源化に取り組む
- ・騒音や振動などを防止し、環境への影響を減らすなど

(3) 行政の役割

行政は、道路や公園など公共施設の整備、法にもとづく規制・誘導などを適正に行います。また、 区民、企業との協力、協働によるまちづくりをめざして、支援・調整の役割を果たしていくととも に、地域の情報把握、情報提供をきめ細かく行います。

さらに、身近な地域の課題に対して、迅速かつ的確に対応していくために、まちづくりに対する 区役所の機能や体制を強化します。

①公共施設の整備、都市計画制度による規制・誘導

河川改修や緑地保全、道路や公園、福祉施設等の公共施設の整備を進めます。また、限られた財源の中で効率よく機能を発揮できるように、既存の建物や道路を有効に活用します。計画策定にあたっては、区民意見の把握と反映に努めながら、短期・中期・長期で整理して緊急にやるべきことを明確化するとともに目標を数値化するなどわかりやすく示します。

また、バランスのとれた市街地を形成するため土地利用や建築行為の規制・誘導を進めます。

②まちづくりに関する支援・調整や情報提供

まちづくりへの区民や企業の参画のしくみなどを明確化した制度を確立し、区民や企業との協働による地域まちづくりを総合的に推進します。

区民が自ら行う地区計画や建築協定などのルールづくりを専門家の派遣などにより全面的にバックアップし、それらの活動の推進を目的とする地域情報の発信をきめ細かく行います。

③区の機能強化

地域のまちづくり活動を活発化するために、区の機能強化を進め、まちづくりに関する相談・調整機能の充実をはかります。

さらに、「旭区のまちづくり」の実現に向けて、地域の課題やニーズを的確に捉えつつ、関係機関と調整・協力しながら事業をコーディネートするとともに、区の魅力を高める独自の事業を展開していきます。

2. まちづくりの推進方法

(1)「旭区のまちづくり」の実現と見直し・拡充

「旭区のまちづくり」は、概ね20年後の旭区の将来像とその実現のための方針を示していますが、計画想定期間内であっても、社会・経済状況の変化や技術革新、区民意識の変化などに応じて見直し・拡充を行います。

①「旭区のまちづくり」の実現

- ・「旭区のまちづくり」は、本書の「はじめに」示したとおり、概ね20年後を見据えたまちづくりの共通の指針となるものです。今後、中期政策プランなどの具体的な事業計画に内容を反映させて、実現をはかっていきます。
- ・地区の詳細なまちづくりプランである「地区プラン」の作成や、建築協定などの地区ごとのまちづく りのルールの作成を通じて、旭区のまちづくりの実現をはかります。
- ・旭区らしい個性をつくるために、旭区グリーンロード構想を、区民参加により進めます。

②「旭区のまちづくり」の見直し・拡充

- ・まちづくりを進める中で新たな合意形成がなされた場合は、「旭区のまちづくり」に反映して、充実を はかります。
- ・社会・経済状況や技術革新などにより基本条件が大きく変化したときなどは、指針を見直し、充実を はかります。

(2) 地区単位でのまちづくりのプラン・ルールづくり

「旭区のまちづくり」では、テーマごとにまちづくりの将来像を描き、方針を示してきましたが、 区域は広く、地域によって地形やまちの性状、課題などはさまざまです。地区レベルで、より詳細 な方針のもとにまちづくりを進めることが望ましい地区では、今後、区民参加により都市計画マス タープランの「地区プラン」を作成していくこととします。

また、地区の特性を踏まえたまちづくりや課題の解決にむけ、より身近な単位で区民が話し合い、 地域独自のルールをつくります。

①「都市計画マスタープラン・地区プラン」の策定

「地区プラン」は、区民に身近な課題をテーマに取り上げながら地区の将来像を明らかにします。 「区プラン」と整合をはかりながら、駅周辺のまちづくり、住環境の保全、緑地の保全など、地域の 特性を反映した身近なテーマについて、必要なところから、区民の参加を得てまちづくりの方針を定 めます。

<地区プランのテーマと進め方>

地区プランのテーマ

「駅周辺のまちづくり」「住環境の保全」「地域の交通」「防災」「魅力資源の活用」など

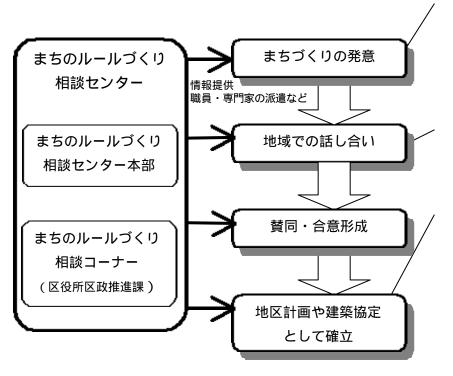
進め方

- ・まちづくりを推進するために、必要な地区で順次策定していきます。
- ・地区の特性に合った住民参加方法によって、住民の方々と意見を交換しながら策定して いきます。
- ・住民に身近な存在である区役所と都市計画局が協力し合いながら、策定を進めます。
- ・素案策定後、縦覧等の手続き経て、横浜市都市計画審議会に諮り、最終的には、区プランと同様に横浜市都市計画マスタープランの一部として確定します。

まちのルールづくり

地区計画や建築協定などの制度を活用し、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、 保全するための独自のルールをつくります。建物の用途、規模、高さ、敷地の面積、塀の種類などを 地域の発意と合意により定めます。ルールづくりにあたっては、「まちのルールづくり相談センター」 が支援します。

<まちのルールづくりの流れと支援>



例えば...

- ・斜面緑地でマンション開発が進 み、緑がなくなってしまう
- ・敷地を再分割して再分譲するケー スが多く、環境が悪化している
- ・現在の住環境を守るルールを考えたい

地域にあった計画やルールを制度 として確立するためには、地域で 話し合って決めることが必要で す。

地区計画とは、地域独自のルール を都市計画として決めるもので す。建築基準法に基づき条例化す ると、ルールに合わない建築はで きません。

建築協定は、建築基準法に基づく 地権者同士の契約を市長が認可す るもので、全員の合意が必要で す。地元でつくる「建築協定運営 委員会」で守っていきます。

(3)旭区らしい個性をつくる:旭区グリーンロード構想の推進

旭区グリーンロード構想とは、個性と魅力ある区づくりに向けて、横浜動物の森公園(ズーラシア)、こども自然公園、追分・矢指市民の森などの緑の拠点と区内に点在する中小の公園や史跡を街路樹や遊歩道などでネットワークし、旭区全体が大きな公園のようになることをイメージして、必要な整備を進めていこうという構想です。本構想は、道路整備や河川改修など関連する事業や他の構想と一体的に計画を進めることにより、効率的で個性あるまちづくりの実現をはかるものです。また、ルートや沿道の緑化および管理を、区民や企業とともに進めながら、安全快適な歩行空間と緑豊かな街並みをつくります。

整備の考え方

1 旭区の多様な表情を持つ緑・水・風景を生かそう

葉脈のように流れる、何本もの川の魅力を高める。 丘陵からの眺めを活かす。

身近にある農景観を大切に考える。

2 安心して歩ける道をつないでいこう

安全な歩行空間を確保する。

わかりやすい誘導のシステムをつくる。

高齢者・障害者・子どもも安心して楽しめるルートを取り込む。

3 沿道施設の整備をあわせて進めよう グリーンロードの沿道部分の緑化を促す。

散策中のトイレ対策を考える。

ルート上に点在する多くの歴史資産を緑とあわせて保全する。

4 グリーンロードを共有し、楽しい活動を 考えよう

より多くの区民に情報として知らせる。

より多くの区民が利用・体験する機会を設定する。

継続的に、グリーンロードを育て見守るシステムを育てていく。

旭区グリーンロードシンボルマーク てっくるちゃん



グリーンロードとは、旭区グリーンロード構想に基づき詳しい現地踏査を行い設定した全体ネットワークの計画路線のことです.

